

新たな化学物質規制は全ての業種が対象です！！

職場の化学物質を適切に管理していますか？

労働安全衛生関係法令が改正されています

福井労働局・福井・武生・敦賀・大野労働基準監督署



1 新たな規制の概要

厚生労働省は、化学物質による労働災害を防止するため、労働安全衛生規則等の一部を改正しました。

化学物質による休業4日以上（がん等の遅発性疾患を除く。）の労働災害の原因となった化学物質の多くは、化学物質関係の特別規則※の規制の対象外となっています。本改正は、これら規制の対象外であった有害な化学物質を主な対象として、国によるばく露の上限となる基準の策定、危険性・有害性情報の伝達の整備拡充等を前提として、事業者が、リスクアセスメントの結果に基づき、ばく露防止のための措置を適切に実施する制度を導入するものです。

※ 特定化学物質障害予防規則、有機溶剤中毒予防規則、鉛中毒予防規則、四アルキル鉛中毒予防規則

2 職場で製造・取り扱う化学物質を確認しましょう！

まずは身近な製品のラベルをチェック！

右図で示すようなマークが表示されている製品には危険性・有害性があります。

美容院で使う毛染め剤にも



職場で製造・取り扱う製品に次のようなものはありますか。（単に使用することも取扱うこととなります。）

掃除で使う洗剤にも



食品加工工場の洗剤にも



接着剤、吸着剤、芳香剤、消臭剤、凍結防止剤
合金、消毒剤、害虫駆除剤、コーティング、塗料、うすめ液、
肥料、燃料、表面処理剤（めっき処理剤）、インク、
中和剤、染色剤、仕上げ剤、潤滑剤、グリース、剥離剤
化学薬品、漂白剤、洗濯用洗剤、洗浄剤…etc

私たちの職場では、様々な化学製品を取り扱っています！

3 該当する製品のSDSを確認しましょう

SDSがない場合は、譲渡者または提供者に発行するよう求めましょう。

該当する製品に“リスクアセスメント対象物”が含まれていないかSDS（安全データシート）を確認しましょう。

3. 組成及び成分情報	単一製品	化学名
単一製品・混合物の区別	単一製品	
化学名又は一般名	エチレングリコール (Ethylene glycol)	
別名	1, 2-エタンジオール (1,2-Ethandiol)	
	1, 2-ジヒドロキシエタン (1,2-Dihydroxyethane)	
濃度又は濃度範囲	99%以上	濃度
分子式 (分子量)	C ₂ H ₆ O ₂ (62.07)	
化学特性 (示性式又は構造式)	HO—CH ₂ —CH ₂ —OH	
CAS番号	107-21-1	CAS番号
官報公示整理番号 (化審法)	(2)-230	
官報公示整理番号 (安衛法)	情報なし	
分類に寄与する不純物及び安定化添加物	情報なし	

15. 適用法令
法規制情報は作成年月日時点に基づいて記載されております。事業場において記載するに
注意してください。

4. 応急措置	被災者を新鮮な空気のある場所に移動し、呼吸しやすい姿勢をとらせること。
吸入した場合	
安全データシート	
エチレングリコール	
作成日 2008年10月06日	
改訂日 2015年3月31日	
1. 化学品等及び会社情報	エチレングリコール (Ethylene glycol)
化学品等の名称	H26-B-0017(製品コードなし)
製品コード	〇〇〇株式会社
会社名	東京都△△区△△町△△目△△番地
住所	電話番号 03-1234-5678
電話番号	ファックス番号 03-1234-5678
ファックス番号	電子メールアドレス 連絡先@検索.or.jp
電子メールアドレス	緊急連絡電話番号 03-1234-5678
緊急連絡電話番号	推奨用途及び使用上の制限
推奨用途及び使用上の制限	本物質の主な用途は、ポリエステル繊維原料、不凍液、グリセリンの代用、溶剤(酢酸ビニル系樹脂)、耐寒潤滑油、有機合成(染料、香料、化粧品、ラッカー)、電解コンデンサー用ペースト、乾燥防止剤(にかわ)、医薬品、不凍ダイナマイト、界面活性剤、不飽和ポリエステルである

SDSの組成及び成分情報を確認して、どのような化学名の化学物質を含むものが把握しましょう。

このとき、化学物質は別名があることが多いですので、CAS番号も把握しましょう。

※ 該当する製品が、“主として一般消費者の生活の用に供されるための製品”であれば、SDS交付の義務対象から外れます。

“主として一般消費者の生活の用に供されるための製品”について詳しくはQ6をご参考に→



NITE-CHRIP（ナイト・クリップ）や厚生労働省内の職場のあんぜんサイトで、該当する化学物質の法規制を調べることができます。

早速、3で把握した、CAS番号を検索フォームに入力して検索してみましょう。

※ 出典：独立行政法人製品評価技術基盤機構 NITE化学物質総合情報提供システム
編集・加工：厚生労働省福井労働局

検索条件入力 ※

CAS番号を入力しましょう。

検索結果表示
107-21-1

名称で検索 (スペースで区切って複数入力するとAND検索可能) | CAS番号 | 完全一致 |
名称で検索 (スペースで区切って複数入力するとAND検索可能) | 全ての名称 | 部分一致 |
分子式で検索 (スペースで区切って複数入力するとAND検索可能) | 完全一致 |

検索実行 検索条件クリア

1、NITE-CHRIPの活用例

労働安全衛生法 (安衛法) ※

安衛法：名称等を表示し、又は通知すべき危険物及び有害物 (ラベル表示・SDS交付義務対象物質) データの説明 GHS対応モデルラベル作成法 (厚労省サイト) リスクアセスメント実施支援ツール (厚労省サイト)

政令番号	別表第9の75
政令名称	エチレングリコール
表示の対象となる範囲 (重量%)	≥ 1
通知の対象となる範囲 (重量%)	≥ 1

“ラベル表示・SDS交付義務対象物質”と表示されるものはリスクアセスメント対象物です。

安衛法：化学物質による健康障害防止のための濃度の基準 (濃度基準値設定物質) データの説明 対象物質一覧掲載ページ (厚労省サイト)

物の種類 (物質名)	エチレングリコール
八時間濃度基準値	10ppm
短時間濃度基準値	50ppm
試料採取方法	固体捕集方法
分析方法	カスクロマトグラフ分析方法
適用日	令和6年4月1日

“濃度基準値設定物質”と表示されるものは当該物質として後述の規制を受ける物質です。
※“濃度基準値設定物質”の詳細はP6に記載

安衛法：皮膚等障害化学物質等及び特別規則に基づく不浸透性の保護具等の使用義務物質 データの説明 対象物質一覧掲載ページ (厚労省サイト)

化学物質名称	エチレングリコール
対象物質の区分	皮膚吸収性有害物質
適用日	令和6年4月1日
詳細情報	GHS分類結果へ

“皮膚等障害化学物質等及び特別規則に基づく不浸透性の保護具等の使用義務物質”と表示されるものは当該物質として後述の規制を受ける物質です。
※“皮膚等障害化学物質等及び特別規則に基づく不浸透性の保護具等の使用義務物質”の詳細はP8に記載

NITE-CHRIPはこちらから



- このように、調べた化学物質が、
- ①ラベル表示・SDS交付対象義務対象物質である
 - ②後述する“濃度基準値設定物質”である
 - ③後述する“皮膚等障害化学物質及び特別規則に基づく不浸透性の保護具等の使用義務物質”である
- ものに該当するものであれば、上図のように表示されます。

ラベル表示・SDS交付
義務対象物質
||
リスクアセスメント対象物

2、職場のあんぜんサイトの活用例

職場の安全を応援する情報発信サイト/
職場のあんぜんサイト

労働災害統計 労働災害事例 各種教材・ツール

表示・通知対象物質 (ラベル表示・SDS交付義務対象物質) の一覧・検索

労働安全衛生法に基づくラベル表示・SDS交付義務対象物質の一覧

物質一覧 (896物質：2024年4月1日現在)
(物質名 (日本語及び英語)、CAS番号、初値、特化剤等の適用)

検索
物質名またはCAS番号を入力して通知対象物質に該当するかどうかを検索できます。
107-21-1

1件の該当物質がありました。
エチレングリコール
107-21-1

職場のあんぜんサイトはこちらに→



CAS番号を入力しましょう。

検索したCAS番号と同じ物質名のものがリスクアセスメント対象物です。

◆ P6で後述する濃度基準値設定物質の調べ方
厚生労働省HP内にて濃度基準値設定物質のリストを公表しています。
リストの右側に“濃度基準値等の適用期日”が記載されています。令和7年4月1日以降に適用となる物質も含まれますのでご注意ください。
右のQRコードから確認しましょう。

濃度基準値設定物質の一覧表はこちらに→



※ 該当する製品が、“主として一般消費者の生活の用に供されるための製品”であれば、リスクアセスメントの対象物から外れます。

◆ P8で後述する皮膚等障害化学物質等及び特別規則に基づく不浸透性の保護具等の使用義務物質の調べ方

- 厚生労働省HP内にて皮膚等障害化学物質等のうち、皮膚吸収性有害物質、皮膚刺激性有害物質（国が公表するGHS分類の結果があるものに限る）、特別規則に基づく使用義務物質のリストを公表しています。右のQRコードから確認しましょう。

※皮膚等障害化学物質…国が公表するGHS分類の結果及び譲渡提供者より提供されたSDS等に記載された有害性情報のうち「皮膚腐食性・刺激性」、「眼に対する重篤な損傷性・眼刺激性」及び「呼吸器感作性又は皮膚感作性」のいずれかで区分1に分類されている化学物質（厚生労働省でリスト化していません）+皮膚から吸収され、もしくは皮膚に侵入して、健康障害を生ずるおそれがあることが明らかな化学物質（厚生労働省で対象物質リストを公表しています。）

皮膚等障害化学物質等及び特別規則に基づく不浸透性の保護具等の使用義務物質の一覧表はこちらに→



5 リスクアセスメント対象物を製造、取り扱う事業場は、化学物質管理者を選任しましょう。

令和6年4月1日施行

リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う事業場は、化学物質管理者を選任する必要があります（労働安全衛生規則第12条の5関係）。

◆ リスクアセスメント対象物の製造事業場

リスクアセスメント対象物を製造する事業場は、右図の表1.1の専門的講習を受講した者の中から化学物質管理者を選任しなければなりません。

表1.2により、化学物質管理者講習の免除を受けられるものに該当する場合、一部科目の受講を免除できます。

科目	範囲	時間
【講義】化学物質の危険性及び有害性並びに表示等	化学物質の危険性及び有害性 化学物質による健康障害の病状及び症状 化学物質の危険性及び有害性等の表示、文書及び通知	2 時間 30 分
【講義】化学物質の危険性及び有害性等の調査	化学物質の危険性及び有害性等の調査の時期及び方法並びにその結果の記録	3 時間
【講義】化学物質の危険性及び有害性等の調査の結果に基づく措置等その他の必要な記録等	化学物質のばく露の濃度の基準 化学物質の濃度の測定方法 化学物質の危険性及び有害性等の調査の結果に基づく危険又は健康障害を防止するための措置等及び当該措置等の記録 がん原性物質等の製造等業務従事者の記録 保護具の種類、性能、使用方法及び管理 労働者に対する化学物質管理に必要な教育の方法	2 時間
【講義】化学物質を原因とする災害の発生時の対応	災害発生時の措置	30 分
【講義】関係法令	労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）、労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）及び労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）中の関係条項	1 時間
【実習】化学物質の危険性及び有害性等の調査及びその結果に基づく措置等	化学物質の危険性及び有害性等の調査及びその結果に基づく危険又は健康障害を防止するための措置並びに当該調査の結果及び措置の記録 保護具の選択及び使用	3 時間

免除を受けられる者	科目
有機溶剤作業主任者技能講習、給作業主任者技能講習及び特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習を全て修了した者	化学物質の危険性及び有害性並びに表示等
第一種衛生管理者の免許を有する者	化学物質の危険性及び有害性等の調査
衛生工学衛生管理者の免許を有する者	化学物質の危険性及び有害性等の調査

◆ リスクアセスメント対象物を取り扱う事業場

リスクアセスメント対象物を取り扱う事業場も化学物質管理者を選任する必要がありますが、右図の表1.3の講習を受講した者であることが望ましいです。

科目	範囲	時間
【講義】化学物質の危険性及び有害性並びに表示等	化学物質の危険性及び有害性 化学物質による健康障害の病状及び症状 化学物質の危険性及び有害性等の表示、文書及び通知	1 時間 30 分
【講義】化学物質の危険性及び有害性等の調査	化学物質の危険性及び有害性等の調査の時期及び方法並びにその結果の記録	2 時間
【講義】化学物質の危険性及び有害性等の調査の結果に基づく措置等その他の必要な記録等	化学物質のばく露の濃度の基準 化学物質の濃度の測定方法 化学物質の危険性及び有害性等の調査の結果に基づく危険又は健康障害を防止するための措置等及び当該措置等の記録 がん原性物質等の製造等業務従事者の記録 保護具の種類、性能、使用方法及び管理 労働者に対する化学物質管理に必要な教育の方法	1 時間 30 分
【講義】化学物質を原因とする災害の発生時の対応	災害発生時の措置	30 分
【講義】関係法令	労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）、労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）及び労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）中の関係条項	30 分

化学物質管理者の選任要件は、「化学物質の管理に係る技術的事項を担当するために必要な能力を有すると認められてる者」であり、事業者の裁量によります。

リスクアセスメント対象物の製造事業場では、表1.1の専門的講習を受講した者から選任しなければなりません。リスクアセスメント対象物の製造事業場以外の事業場では、化学物質管理者の候補として、衛生管理者、安全管理者、安全衛生推進者、衛生推進者、作業環境測定士、作業主任者など、化学物質について専門的な知識を有する者が候補になります。

6 化学物質管理者の職務に関すること

化学物質管理者の職務は、次の化学物質の管理にかかる技術的事項を管理することです。

- ・ラベル表示及びSDS交付に関すること
- ・リスクアセスメントの実施に関すること
- ・リスクアセスメント結果に基づくばく露防止措置の内容及び実施に関すること
- ・リスクアセスメント対象物を原因とする労働災害が発生した場合の対応に関すること
- ・リスクアセスメントの結果等の記録の作成及び保存並びに労働者への周知に関すること
- ・リスクアセスメントの結果に基づくばく露防止措置が適切に施されていることの確認、労働者のばく露状況、労働者の作業の記録、ばく露防止措置に関する労働者の意見聴取に関する記録・保存並びに労働者への周知に関すること
- ・労働者に対する必要な教育に関すること

化学物質管理者を選任したら、その氏名を事業場の見やすい箇所に掲示する等して関係労働者に周知しましょう。



↑ 化学物質管理者にかかる氏名の掲示の例

7 使用する化学物質について、リスクアセスメントを実施しましょう。

労働安全衛生法第57条の3の規定により、リスクアセスメントを実施しましょう。

◆ リスクアセスメントを実施する化学物質

義務

- ・特別規則対象物質（123物質）
- ・リスクアセスメント対象物

努力義務

- ・リスクアセスメント対象物以外に、GHS分類の結果、物理化学的危険性または健康有害性の危険有害性区分が付与される物質

4で把握したリスクアセスメント対象物を確認しましょう！

◆ リスクアセスメントを実施するとき

義務

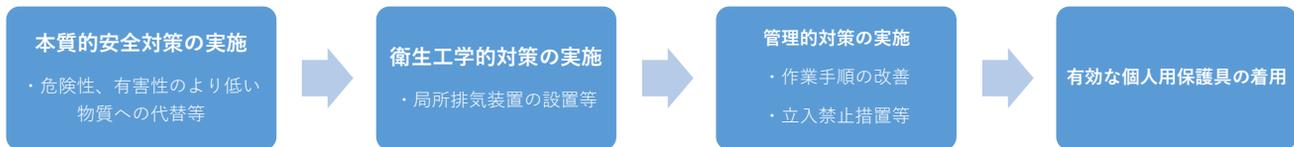
- ・新たにリスクアセスメント対象物を原材料等として採用あるいは変更することになったとき
- ・リスクアセスメント対象物を取り扱う作業方法や手順が新たに採用あるいは変更になったとき
- ・化学物質等の危険性・有害性の情報に変化が生じたとき

努力義務

- ・化学物質等に関連した労働災害が発生した場合のうち、過去のリスクアセスメント等の内容に問題があることが分かったとき
- ・前回のリスクアセスメント等から一定の期間が経過し、機械設備等の経年劣化や労働者入れ替わり、新たな安全衛生の知見が集積された場合
- ・当該化学物質等を製造し、または取り扱う業務について過去にリスクアセスメント等を実施したことがない場合

1、リスク低減措置の種類と検討の優先順位

労働安全衛生規則第577条の2第1項の規定により、リスクアセスメント対象物を製造し、または取り扱う事業場では、労働者がリスクアセスメント対象物にばく露する程度を最小限度にしなければなりません。リスクを低減させるための措置には、検討する優先順位があります。



2、濃度基準値が設定された物質について、ばく露を基準値以下とする措置

令和6年4月1日施行
(一部は令和5年4月1日施行)

労働安全衛生規則第577条の2第2項の規定により、濃度基準値が設定された物質は、屋内作業場で労働者がばく露される程度を濃度基準値以下としなければなりません。

濃度基準値とは、労働安全衛生法第22条に基づく健康障害を防止するための基準であり、全ての労働者のばく露がそれを上回ってはならない濃度の基準をいいます。この濃度基準値には、8時間濃度基準値と短時間濃度基準値の2種類があります。

濃度基準値が設定された物質について、濃度基準値以下であることを確認する方法には、次の方法があります。

◆ 濃度基準値が設定されている場合

実測値が得られていれば、

- ①濃度基準値と実測値を比較する

実測値が得られていなければ、

- ①クリエイト・シンプルにおいてばく露濃度を推定する
②数理モデルにより気中濃度を推定する

濃度基準値設定
物質の一覧表は
こちらに→



◆ 濃度基準値が設定されていない場合

実測値が得られていれば、

- ①濃度基準値と動物実験データ等から推定したばく露限界値を比較する
②濃度実測値と許容濃度/ACGIH TLV値等を比較する

実測値が得られていなければ、

- ①クリエイト・シンプルを使用してばく露濃度を推定し管理目標濃度と比較する
②業種別リスクアセスメントシートを活用したマトリクス法等によるアセスメントを実施する

! クリエイト・シンプルの活用例

◆ 濃度基準値が設定されている場合

リスクの再判定結果

	ばく露限界値 (管理目標濃度)			推定ばく露濃度		
	吸入 (8時間)	吸入 (短時間)	経皮吸収	吸入 (8時間)	吸入 (短時間)	経皮吸収
1	107-21-1 エチレングリコール					
現状	10 ppm	50 ppm	190.3 mg/day	2~20 ppm	80 ppm	1400 mg/day
対策後	10 ppm	50 ppm	190.3 mg/day	0.0001~0.001 ppm	0.004 ppm	70.3 mg/day

例：エチレングリコール

エチレングリコールは濃度基準値設定物質です。

8時間濃度基準値 (10ppm) と短時間濃度基準値 (50ppm) が規定されています。

リスクアセスメントを行いリスク低減措置を行うことで、上図の右側のとおり、吸入 (短時間) については、推定ばく露濃度が80ppmから0.004ppmまで下がり濃度基準値 (50ppm) 以内になりました。

8時間濃度基準値と短時間濃度基準値

◆ 濃度基準値が設定されていない場合

リスクの再判定結果

	ばく露限界値 (管理目標濃度)			推定ばく露濃度		
	吸入 (8時間)	吸入 (短時間)	経皮吸収	吸入 (8時間)	吸入 (短時間)	経皮吸収
1	77-78-1 硫酸ジメチル					
現状	0.1 ppm	0.3 ppm	3.867 mg/day	2~20 ppm	80 ppm	21.8 mg/day
対策後	0.1 ppm	0.3 ppm	3.867 mg/day	0.0001~0.001 ppm	0.004 ppm	1.09 mg/day

例：硫酸ジメチル

硫酸ジメチルは濃度基準値が設定されていません。

クリエイト・シンプルを使用してばく露濃度を推定し管理目標濃度と比較します。

リスクアセスメントを行いリスク低減措置を行うことで、上図の右側のとおり、吸入 (短時間) については、推定ばく露濃度が80ppmから0.004ppmまで下がり濃度基準値 (0.3ppm) 以内になりました。

管理目標濃度

1、安全衛生委員会等におけるリスクアセスメントの調査審議等を行いましょ。

常時50人以上の事業場では、衛生委員会を設置し、リスクアセスメントに関する調査審議することとなっています。(労働安全衛生規則第22条関係)

また、常時50人未満の事業場であっても、リスクアセスメントに関することやリスクアセスメント対象物に労働者がばく露される程度を最小限度にするための措置について関係労働者の意見を聴取する機会を設けましょ。

(労働安全衛生規則第23条の2 関係)



2、リスクアセスメントの結果等に基づく措置の内容等に係る記録を保存し、周知しましょ。

1年を超えない期間ごとに1回、定期に記録を作成しましょ。その記録は3年間保存しましょ。ただし、リスクアセスメント対象物であり、かつ、がん原性物質の場合は30年間保存しましょ。(労働安全衛生規則第577条の2 第11項関係)

※記録の様式例

① 事業場名:		② 業種:		③ 代表者名:	
④ 化学物質管理者名:			⑤ 記録作成日:		
⑥ 事業場で作成・交付しなければならぬラベル表示・SDSの数: (法第57条の2) ※本社等で一括して作成している場合を除く					
⑦ リスクアセスメント対象物数:		(義務対象物質数:)			
(法第57条の3、法第28条の2)					
⑧ リスクアセスメント対象物について収集したSDSの数:					
⑨ リスクの見積りの方法及び適用場所数又は対象物数:					
作業環境測定:	ばく露測定:	カインシブ:	マニュアル準拠:	その他:	
⑩ リスクの見積りの結果に基づき対策が求められた作業場所又は労働者の数:					
作業場所:	労働者数:				
⑪ リスクの見積りの結果に基づきばく露低減のために検討した対策の種類及びその数:					
代替物:	密閉化:	換気・排気装置:	作業改善:	保護具:	その他:
⑫ リスクの見積りの結果に基づき爆発・火災防止のために検討した対策の種類及びその数:					
代替物:	密閉化:	換気・排気装置:	若火源除去:	作業改善:	保護具:
⑬ リスクの見積りの結果に基づき実施した対策の種類及びその数:					
代替物:	密閉化:	換気・排気装置:	若火源除去:	作業改善:	保護具:
⑭ 皮膚障害等化学物質への直接接​​触の防止: 対象物質数: 対象労働者数: (安衛則第594条の2)					
⑮ 濃度基準値を超えたばく露を受けた労働者の有無: 有り(人数:) 無し (安衛則第577条の2)					
取られた対策(措置)の種類:					
⑯ 労働者に対する取扱い物質の危険性・有害性等の周知:					
実施日:	人数:	実施日:	人数:	実施日:	人数:
⑰ リスクアセスメントの方法、結果、対策等に関する労働者の教育:					
実施日:	人数:	実施日:	人数:	実施日:	人数:
⑱ 労働災害発生時対応マニュアルの有無: 有り 無し					
⑲ 労働災害発生時対応を想定した訓練の実施: 有り 無し					
⑳ 労働災害発生時等の労働基準監督官による指示の有無: 有り(回数:) 無し (安衛則第34条の2の10)					

クリエイト・シンプルで
出力可能な「実施レポート」
や「結果一覧」等もリスクア
セスメント結果の記録として
ご活用いただけます。

がん原性物質の
一覧表はこちらに↓



3、リスクアセスメント結果の労働者への周知を行いましょ。

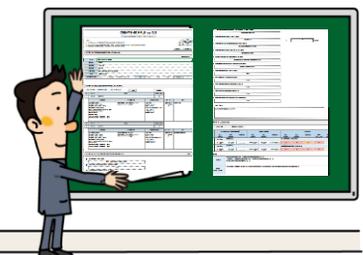
労働安全衛生規則第34条の2の8の規定により、リスクアセスメントを行ったときは、リスクアセスメント対象物を製造し、または取り扱う業務に従事する労働者に周知する必要があります。

周知すべき事項

- ・リスクアセスメントの対象物の名称
- ・対象業務の内容
- ・リスクアセスメントの結果
- ・実施するリスク低減措置の内容

周知の方法

- ・作業場の見やすい場所に常時掲示、または備え付け
- ・電子媒体で記録し、作業場に、常時確認可能な機器を設置 等



化学物質管理者を選任した事業者であって、リスクアセスメントの結果、労働者に保護具を使用させることとしたときは、保護具着用管理責任者を選任しなければなりません。（労働安全衛生規則第12条の6 関係）

保護具着用管理責任者は、事業場ごとに、保護具に関する知識及び経験を有すると認められる者のうちから選任することと定められています。



具体的には、

- ・化学物質管理専門家の要件に該当する者
- ・作業環境管理専門家の要件に該当する者
- ・労働衛生コンサルタント試験に合格した者
- ・第一種衛生管理者免許または衛生工学衛生管理者免許を受けた者（安衛則第10条の規定に基づき事業場に衛生管理者として選任された医師、歯科医師、教諭免許状所持者等は該当しない。）
- ・次のいずれかの技能講習を修了した者：「有機溶剤作業主任者技能講習」、「鉛作業主任者技能講習」、「特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習」
- ・登録教習機関が行う安全衛生推進者に係る講習を修了した者
- ・大学を卒業後1年以上安全衛生の実務に従事した経験を有する者
- ・高等学校を卒業後3年以上安全衛生の実務に従事した経験を有する者
- ・5年以上安全衛生の実務に従事した経験を有する者

上記に該当する者から選任する場合、右図の教育を受講した者から選任することが望ましいです。

上記に該当する者がいない場合は、右図の教育を受講した者から選任しなければなりません。

学科学目	範囲	時間
I 保護具着用管理	①保護具着用管理責任者の役割と職務 ②保護具に関する教育の方法	0.5時間
II 保護具に関する知識	①保護具の適正な選択に関すること。 ②労働者の保護具の適正な使用に関すること。 ③保護具の保守管理に関すること。	3時間
III 労働災害の防止に関する知識	保護具使用に当たって留意すべき労働災害の事例及び防止方法	1時間
IV 関係法令 実技科目	安衛法、安衛令及び安衛則中の関係条項	0.5時間
V 保護具の使用方法等	①保護具の適正な選択に関すること。 ②労働者の保護具の適正な使用に関すること。 ③保護具の保守管理に関すること。	1時間

(計 6時間)

保護具着用管理責任者の職務は、次の事項を管理することです。

- ・保護具の適正な選択に関すること
- ・労働者の保護具の適正な使用に関すること
- ・保護具の保守管理に関すること

保護具着用管理責任者

氏名 福井 太郎

↑ 保護具着用管理責任者にかかる氏名の掲示の例

保護具着用管理責任者を選任したら、その氏名を事業場の見やすい箇所に掲示する等して関係労働者に周知しましょう。

11 皮膚等障害化学物質等への直接接​​触の防止

令和6年4月1日施行
(一部は令和5年4月1日施行)

皮膚・眼刺激性、皮膚腐食性または皮膚から吸収され、健康障害を引き起こしうる化学物質と当該物質を含有する製剤を製造し、または取り扱う業務に労働者を従事させる場合には、その物質の有害性に依じて、労働者に障害等防止保護具を使用させなければなりません。（労働安全衛生規則第594条の2 関係）

※皮膚等障害化学物質…国が公表するGHS分類の結果及び譲渡提供者より提供されたSDS等に記載された有害性情報のうち「皮膚腐食性・刺激性」、「眼に対する重篤な損傷性・眼刺激性」及び「呼吸器感作性又は皮膚感作性」のいずれかで区分1に分類されている化学物質（厚生労働省でリスト化していません）+ 皮膚から吸収され、もしくは皮膚に侵入して、健康障害を生ずるおそれがあることが明らかな化学物質（厚生労働省で対象物質リストを公表しています）

① 健康障害を起こすおそれがあることが明らかな化学物質等（皮膚等障害化学物質）を製造し、または取り扱う業務に従事する労働者

保護眼鏡、不浸透性の保護衣、保護手袋または履物等の適切な保護具を使用する（義務）

② 健康障害を起こすおそれがないことが明らかなもの以外の物質を製造し、または取り扱う業務に従事する労働者（左記の労働者を除く）

保護眼鏡、保護衣、保護手袋または履物等の適切な保護具を使用する（努力義務）

③ 健康障害を起こすおそれがないことが明らかなものは皮膚障害等防止用保護具の着用が不要

健康障害を起こすおそれがないことが明らかな物質…国が公表するGHS分類の結果及び譲渡提供者より提供されたSDS等に記載された有害性情報のうち「皮膚腐食性・刺激性」、「眼に対する重篤な損傷性・眼刺激性」及び「呼吸器感作性又は皮膚感作性」のいずれも「区分に該当しない」と記載され、かつ、「皮膚腐食性・刺激性」、「眼に対する重篤な損傷性・眼刺激性」及び「呼吸器感作性又は皮膚感作性」を除きます。いずれにおいても、経皮による健康有害性のおそれのないものが含まれます。

リスクアセスメント対象物健康診断（以下「第3項健診」といいます。）は、リスクアセスメントの結果に基づき、健康障害発症リスクが高いと判断された労働者に対して、医師等が必要と認める項目について健康障害発生リスクの程度及び有害性の種類に応じた頻度で実施するものです。（労働安全衛生規則第577条の2第3項関係）

リスクアセスメント対象物に係るリスクアセスメントの結果に基づき、関係労働者の意見を聴き、必要があると認めるときは、その結果に基づき、第3項健診の実施の要否を判断する必要があります。

リスクアセスメント対象物健康診断に関するガイドラインはこちらに →



厚生労働省では、リスクアセスメント対象物健康診断に関するガイドラインを公表し、実施の要否の判断方法を次のとおりとしています。

以下の状況を勘案し、労働者の健康障害発生リスクが許容できる範囲を超えるか否か検討しましょう。

○ ①当該化学物質の有害性及びその程度、②ばく露の程度や取扱量、③労働者のばく露履歴、④作業の負荷の程度、⑤工学的措置の実施状況、⑥呼吸用保護具の使用状況等

○ 以下のいずれかに該当する場合は、健康診断を実施することが望ましいです。①濃度基準告示第3号に規定する努力義務を満たしていない場合、②工学的措置や保護具でのばく露の制御が不十分と判断される場合、③濃度基準値がない物質について、漏洩事故等により、大量ばく露した場合、④リスク低減措置が適切に講じられているにも関わらず、何らかの健康障害が顕在化した場合等

○ 安衛則第577条の2第11項※に基づく記録の作成の時期に、労働者のリスクアセスメント対象物へのばく露の状況、工学的措置や保護具使用が適正になされているかを確認し、第3項健診の実施の要否を判断することが望ましいです。

※ 同項の規定では、リスクアセスメントの結果に基づき講じたリスク低減措置や労働者のリスクアセスメント対象物へのばく露の状況等について、1年を超えない期間ごとに1回、定期的に記録を作成することが義務づけられています。

○ 過去に一度もリスクアセスメントを実施したことがない場合は、令和7年3月31日までにリスクアセスメントを実施し、第3項健診の要否を判断することが望ましいです。

○ 第3項健診の要否を判断したときは、その判断根拠について記録を作成し、保存しておくことが望ましいです。

○ 第3項健診の実施頻度は、産業医または医師等の意見に基づき事業者が判断してください。

○ 健診の検査項目は、業務歴の調査、作業条件の簡易な調査等によるばく露の評価及び自他覚症状の有無の検査等を実施してください。必要と判断された場合には、標的とする健康影響に関するスクリーニングに係る検査項目を設定してください。

リスクアセスメント対象物健康診断（以下「第4項健診」といいます。）は、労働者が濃度基準値を超えてばく露したおそれがあることから、速やかに実施する必要があるものです。（労働安全衛生規則第577条の2第4項関係）

労働者が濃度基準値を超えてばく露したおそれがある場合とは、次の場合をいいます。

- ・ 呼吸域の濃度が、濃度基準値を超えていることから、工学的措置の実施又は呼吸用保護具の使用等の対策を講じる必要があるにも関わらず、①工学的措置が適切に実施されていないことが判明した場合、②必要な呼吸用保護具を使用していないことが判明した場合、③呼吸用保護具の使用方法が不適切で要求防護係数が満たされていないと考えられる場合、④その他、工学的措置や呼吸用保護具でのばく露の制御が不十分な状況が生じていることが判明した場合

- ・ 漏洩事故等により、濃度基準値がある物質に大量ばく露した場合

○ 第4項健診は、濃度基準値を超えてばく露したおそれが生じた時点で、事業者及び健康診断実施機関等の調整により合理的に実施可能な範囲で、速やかに実施する必要があります。

○ 健診の検査項目は、8時間濃度基準値を超えてばく露した場合、ただちに健康影響が発生している可能性が低いと考えられる場合は、業務歴の調査、作業条件の簡易な調査等によるばく露の評価及び自覚症状の有無の検査等を実施してください。短時間濃度基準値を超えてばく露した場合、主として急性の影響に関する検査項目を設定してください。

14 リスクアセスメント対象物健康診断の結果の保存等

令和6年4月1日施行

○ リスクアセスメント対象物健康診断を行ったときは、リスクアセスメント対象物健康診断個人票を作成し、これを5年間（リスクアセスメント対象物が厚生労働大臣が定めるがん原性物質である場合は30年間）保存しなければなりません。（労働安全衛生規則第577条の2第5項関係）

なお、リスクアセスメント対象物健康診断に係る労働基準監督署等への報告義務はありません。

○ リスクアセスメント対象物健康診断の結果、リスクアセスメント対象物健康診断の項目に異常の所見があると診断された労働者について、労働者の健康を保持するために必要な措置について、医師又は歯科医師の意見を聴かなければなりません。（労働安全衛生規則第577条の2第6項関係）

様式第24号の2（第27条の2関係）（様式）

リスクアセスメント対象物健康診断個人票

氏名	生年月日		職		雇入れ年月日		職			
	年	月	日	種	別	年	月	日		
勤務し、又は勤務したリスクアセスメント対象物の名称										
健康診断実施者					医師・歯科医師					
健康診断年月日		年	月	日	年	月	日	年	月	日
健康診断の種類		健康	健康	健康	健康	健康	健康	健康	健康	
医師又は歯科医師の意見										
健康診断を実施した医師又は歯科医師の氏名										
意見を受けた医師又は歯科医師の氏名										
備 考										

15 事業場内別容器保管時の措置

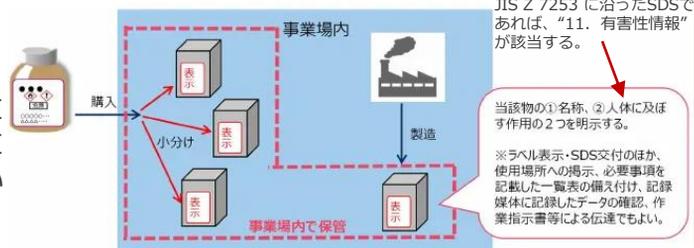
令和5年4月1日施行

事業場内で、小分けして保管する場合は、ラベル表示・文書の交付、使用場所への掲示、必要事項を記載した一覧表の備え付け、内容を常時確認できる機器を設置、作業手順書・作業指示書によって伝達する等の方法で、内容物の名称やその危険性・有害性情報を伝達しなければなりません。

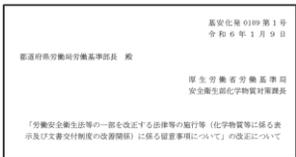
（労働安全衛生規則第33条の2関係）

- ・ ラベル表示対象物を、他の容器に移し替えて保管する場合（対象物の取扱い作業中に一時的に小分けした際の容器や、作業場所に運ぶために移し替えた容器で保管を伴わない場合は対象外）

- ・ 自ら製造したラベル表示対象物を、容器に入れて保管する場合



化学物質関係改正事項・付録

改正概要	資料関係
<ul style="list-style-type: none"> 雇入れ教育の拡充 衛生委員会付議事項の追加 化学物質労災発生事業場等への労働基準監督署長による指示 ばく露低減措置等の意見聴取、記録作成・保存 <p style="text-align: right;">令和6年4月1日施行 (一部は令和5年4月1日施行)</p>	   <p>化学物質による労働災害防止のための新たな規制(労働安全衛生規則等)の一部を改正する省令(令和4年厚生労働省令第91号(令和4年5月31日公布))等の内容)に関するQ&A</p>
<p>ラベル表示・通知をしなければならない化学物質の追加</p> <p style="text-align: right;">令和6年4月1日施行</p>	<p>労働安全衛生法に基づくラベル表示・SDS交付の義務化対象物質リスト(令和4年2月24日改正政令公布、令和6年4月1日施行)</p>   <p>従来から必要な物質は、労働安全衛生法施行令第1表第9及び別表第3第1号に掲げる物質</p>
<p>ばく露を最小限度とすること(ばく露を濃度基準値以下にすること)</p> <p style="text-align: right;">令和6年4月1日施行 (一部は令和5年4月1日施行)</p>	<p>労働安全衛生規則第577条の2第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準等(一覽)(令和6年4月1日施行)</p>   <p>化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針(令和6年5月8日改正)</p>
<p>皮膚等障害化学物質への直接接触の防止</p> <p style="text-align: right;">令和6年4月1日施行 (一部は令和5年4月1日施行)</p>	<p>皮膚等障害化学物質(労働安全衛生規則第594条の2(令和6年4月1日施行)及び特別規則に基づく不浸透性の保護具等の使用義務物質リスト(令和5年11月9日更新、裾切値を追記)</p>    <p>リーフレット 皮膚等障害防止用保護具の選定マニュアル</p>
<p>リスクアセスメントに基づく健康診断の実施・記録作成等</p> <p style="text-align: right;">令和6年4月1日施行</p>	<p>リスクアセスメント対象物健康診断に関するガイドラインの策定等について</p>     <p>リーフレット パブリックコメント(令和5年10月17日現在) リスクアセスメント対象物健康診断に関するQ&A(令和6年5月1日現在)</p>
<p>化学物質管理者・保護具着用管理責任者の選任義務化</p> <p style="text-align: right;">令和6年4月1日施行</p>	<p>「労働安全衛生規則第12条の5第3項第2号イの規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質等の管理に関する講習等の適用等について」の改正について</p>     <p>保護具着用管理責任者に対する教育の実施について 防じんマスク、防毒マスク及び電動ファン付き呼吸用保護具の選択、使用等について ※ 防じんマスク通達と防毒マスク通達は廃止</p> <p>+ 左上の化学物質管理者講習テキストP172も参照</p>
<p>SDS等による通知事項の追加及び含有量表示の適正化</p> <p style="text-align: right;">令和6年4月1日施行</p>	<p>「労働安全衛生法等の一部を改正する法律等の施行等(化学物質等に係る表示及び文書交付制度の改善関係)に係る留意事項について」の改正について</p>  
<p>第三管理区分事業場の措置強化</p> <p style="text-align: right;">令和6年4月1日施行</p>	<p>作業環境測定基準及び第三管理区分に区分された場所に係る有機溶剤等の濃度の測定の方法等の一部を改正する告示について</p>    

